

令和 5 年 度

川越市財政健全化及び
経営健全化審査意見書

川 越 市 監 査 委 員



川 監 委 発 第 8 4 号

令 和 6 年 8 月 1 9 日

川越市長 川 合 善 明 様

川越市監査委員 中 沢 雅 生

同 石 川 隆 二

同 小野澤 康 弘

同 桐 野 忠

令和5年度決算に基づく川越市健全化判断比率
及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項
及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和5
年度決算に基づく川越市健全化判断比率及び資金不足比率
並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について
審査したので、次のとおり意見を付します。

令和５年度川越市財政健全化審査意見

第１ 基準に準拠している旨

本審査は、川越市監査基準に準拠し執行した。

第２ 審査の対象

令和５年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算（以下「令和５年度決算」という。）に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

第３ 審査の期間

令和６年７月２７日から８月１９日まで

第４ 審査の方法

審査に付された令和５年度決算に基づく川越市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づいて適正に算定されているかに主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施した。

第５ 審査の結果

（１）総合意見

審査に付された令和５年度決算に基づく川越市健全化判断比率は、関係法令に基づいて算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

経常収支比率の数値などにも十分考慮した上で、財政状況や社会状況の動向を踏まえ、計画的かつ健全で持続可能な財政運営に努められたい。

（単位：％）

	令和５年度	令和４年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	11.25
連結実質赤字比率	—	—	16.25
実質公債費比率	6.5	6.4	25.0
将来負担比率	53.4	63.1	350.0

（注）「—」の表示は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを示す。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和5年度の一般会計等(注1)の実質収支額は51億7,708万9千円の黒字で、実質赤字比率は $\Delta 7.52\%$ (Δ は、黒字を意味している。以下同じ。)となっており、早期健全化基準の11.25%を下回っている。

② 連結実質赤字比率について

令和5年度の一般会計等とそれ以外の特別会計及び公営企業会計(注2)の実質収支額は170億6,608万9千円の黒字で、連結実質赤字比率は $\Delta 24.79\%$ となっており、早期健全化基準の16.25%を下回っている。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は6.5%(令和3年度から令和5年度までの3箇年の平均の比率)であり、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

前年度の6.4%(令和2年度から令和4年度までの3箇年の平均の比率)との差は、当該比率が直近3箇年の平均で算出されることから、令和2年度と令和5年度の単年度比率が入れ替わったことによるものである。前年度から0.1ポイント上回った主な要因は、令和5年度は令和2年度と比較して、分母が標準財政規模の増により、また、分子が元利償還金の増及び元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の減により、それぞれ増加したが、分子の増加率が分母の増加率を上回ったためである。

今後、市債の借入れについては、交付税措置のある有利な起債を活用するなど、将来の負担増には十分配慮した上で、計画的な活用を図られたい。

④ 将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は53.4%であり、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

前年度の63.1%を9.7ポイント下回った主な要因は、分母が標準財政規模の増により増加したこと、及び、分子が将来負担額の減により減少したためである。なお、標準財政規模の増加は、標準税収入額等及び普通交付税額の増によるもので、また、将来負担額の減少は、主に地方債現在高の減によるものである。

今後においても、川越市行財政改革推進計画等に基づき、選択と集中による事務事業の見直し、積極的な歳入の確保、大規模建設事業のマネジメントによる公債費の縮減に努めるなど、持続可能な行財政運営を行うため、歳入歳出の両面からの取組を更に進められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

- (注 1) 一般会計等は、一般会計、歯科診療事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計をいう。
- (注 2) それ以外の特別会計及び公営企業会計は、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、川越駅東口公共地下駐車場事業特別会計、水道事業会計、公共下水道事業会計、農業集落排水事業特別会計をいう。

令和5年度川越市水道事業会計経営健全化審査意見

第1 基準に準拠している旨

本審査は、川越市監査基準に準拠し執行した。

第2 審査の対象

令和5年度川越市水道事業会計決算（以下「令和5年度決算」という。）に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条で定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

第3 審査の期間

令和6年6月29日から8月19日まで

第4 審査の方法

審査に付された令和5年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づいて適正に算定されているかに主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施した。

第5 審査の結果

（1）総合意見

審査に付された令和5年度決算に基づく資金不足比率は、関係法令に基づいて算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

（単位：％）

	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

（注）「—」の表示は、資金不足額がないことを示す。

(2) 個別意見

今後とも、公営企業としての健全な経営に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和５年度川越市公共下水道事業会計経営健全化審査意見

第１ 基準に準拠している旨

本審査は、川越市監査基準に準拠し執行した。

第２ 審査の対象

令和５年度川越市公共下水道事業会計決算（以下「令和５年度決算」という。）に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条で定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

第３ 審査の期間

令和６年６月２９日から８月１９日まで

第４ 審査の方法

審査に付された令和５年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づいて適正に算定されているかに主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施した。

第５ 審査の結果

（１）総合意見

審査に付された令和５年度決算に基づく資金不足比率は、関係法令に基づいて算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

（単位：％）

	令和５年度	令和４年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

（注）「—」の表示は、資金不足額がないことを示す。

(2) 個別意見

今後とも、公営企業としての健全な経営に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和5年度川越市農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見

第1 基準に準拠している旨

本審査は、川越市監査基準に準拠し執行した。

第2 審査の対象

令和5年度川越市農業集落排水事業特別会計決算（以下「令和5年度決算」という。）に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条で定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

第3 審査の期間

令和6年7月27日から8月19日まで

第4 審査の方法

審査に付された令和5年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づいて適正に算定されているかに主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施した。

第5 審査の結果

（1）総合意見

審査に付された令和5年度決算に基づく資金不足比率は、関係法令に基づいて算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

（単位：％）

	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

（注）「—」の表示は、資金不足額がないことを示す。

(2) 個別意見

今後とも、本特別会計の健全な運営に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

各比率について

◇実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

◇連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

◇実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

◇将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

◇資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(参考) 算定式

$$\text{●実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{●連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{●実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} (\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(3箇年平均)} \\ \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{array}}$$

$$\boxed{\text{充当可能財源等} = \text{①} + \text{②} + \text{③}}$$

↓

$$\text{●将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{将来負担額} - (\text{①充当可能基金額} + \text{②特定財源見込額} \\ + \text{③地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \end{array}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

$$\text{●資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$